

福岡県高齢者保健福祉計画

高齢者保健福祉計画とは、高齢者を取り巻く社会状況の変化や高齢社会をめぐる重要な課題に対して、県及び市町村が目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策の方向を明らかにするものであり、老人福祉計画及び介護保険事業支援計画を一体のものとして、3年ごとに策定される計画です。

老人福祉計画：市町村老人福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から定められる老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画
(老人福祉法第20条の9第1項)
介護保険事業支援計画：3年を1期として定められる介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画 (介護保険法第118条第1項)

1. 計画期間

第8次計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。

2. 計画の柱

- (1) 高齢者が元気で活躍する70歳現役社会づくり
- (2) 高齢者になっても安心して住み続けられる地域づくり～地域包括ケアシステムの構築～
- (3) 高齢者等の尊厳が尊重される社会づくり
- (4) 高齢者等が安全で健やかに生活できる地域づくり
- (5) 高齢者を支える医療・介護サービスの確保

3. 保健福祉圏域の設定

医療や介護を必要とする高齢者に対し、適切かつ総合的に保健・医療・介護・福祉サービスを提供できるようにするためには、各市町村において、日常生活圏域ごとの状況を踏まえながら、サービス供給体制を確保していく必要があります。また、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等の施設サービスについては、広域的な調整を図りながら、供給体制を整備していく必要があります。

このため、本県では、市町村の区域を越えた高齢者保健福祉圏域を設定しています。

高齢者保健福祉圏域については、保健・医療・介護（福祉）の連携を図る観点から、「福岡県保健医療計画」に基づく二次保健医療圏と同じ圏域とし、県内に13の圏域を設定しています。

関連資料：福岡県高齢者保健福祉計画（第8次）

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/koureisayahokennhukusikeikakudai8ji.html>
(福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課)